

## 2012/13年からの高等教育財政制度の変更に関する議会（下院）投票結果等について

平成 22 年 12 月 16 日

JSPS ロンドンセンター

2010年（平成22年）12月9日（木）夕刻、下院において2012/13年からの高等教育財政制度の変更（Graduate contribution など）に関する議会投票が行われ、賛成 323、反対 302 で可決されたことについて、ビジネス・イノベーション・技術省（以下「BIS」という）からプレスリリースがあった。

なお、授業料値上げを伴う本制度への学生の抗議活動は日中から続いており、可決後も議会周辺で繰り広げられた。

ビンズ・ケーブル BIS 大臣は、本日の結果は、学生のニーズに対応した質の高い教育を実現するための重要なステップであり、いかなる学生も在学中に学費等の負担を強いることなく、連立政権は、公平な Graduate contribution（卒業後一定の収入を得てから学費相当分、生活費等を返済する仕組み、低中所得層は大幅な授業料割引となる）の仕組みを確立しなければならないとした。また、デビット・ウィレッツ大学・科学担当大臣は、我々が行っている改革は、社会的流動性とワールドクラスの大学を維持するための公平な制度であり、この仕組みは学生、卒業生にとって公平であり、国家が財政的に維持できる制度だとし、来年にはブラウン卿の報告書で提起された長期的な問題をカバーする高等教育白書を発表する予定だとした。

制度の主なポイントは以下のとおり。

### 【Graduate Contribution】

- 授業料を£6,000 まで設定できる。
- 例外的に、高等教育機関への参加拡大と公平なアクセスに関する厳しい条件を満たした場合、授業料を£9,000 まで設定することができる（コースごとに金額設定を変更することも可能）。
- 授業料を£6,000 以下に設定することも可能。£6,000 以上を設定する場合は、上乗せした授業料分から得られる収入がどのように参加拡大と公平なアクセスに貢献するかを明らかにしなければならない。The Office for Fair Access は、大学が条件を満たさない場合は制裁を課すことができる。

### 【Loans and maintenance grants（貸付金と奨学金）】

- パートタイム学生も入学時に授業料を政府が全額負担する資格を有し、授業料を入学時に支払う必要はなくなった。£15,000 万を投じる“National Scholarship Programme”は、貧困層からの優秀な学生を支援する。
- 年間所得が£25,000 までの家庭からの学生は、£3,250 の奨学金を得る資格を有する。
- フルタイムの学生は、収入に関係なく奨学金を得ることができる。
- 自宅生、自宅外生、ロンドンで就学する学生、通常の就学年数より長く就学する学生など、

タイプによって貸出金利は異なる。

- 2011/12～2012/13年の学生は、貸付と貸与に関して2012/13年のレートを適用することができる。2012/13年の授業料から各大学で決定することができる。

#### 【パートタイム学生】

- パートタイム学生は、入学時に授業料を政府が全額負担する資格を有する。
- パートタイム学生は奨学金の受給資格はない。

#### 【返済システム】

- 政府が負担した学費等については、卒業生が年間所得 $\text{£}21,000$ （現行では $\text{£}15,000$ ）を得てから返済を開始する。
- 返済額は年間所得の9%以内で、期限は30年間。
- 返済開始の基準額 $\text{£}21,000$ は、2016年4月以降から所得によって変動する。
- システムを財政的に安定させるために、実質利子率をローン返済に付加する。 $\text{£}21,000$ 以下の収入では、ローン返済に実質利子率は適用されない。 $\text{£}21,000\sim\text{£}41,000$ では、実質利子率が付加される（最大 $\text{RPI}+3\%$ まで）。 $\text{£}41,000$ では、支払い開始時に $\text{RPI}+3\%$ が付加される。
- 新制度下では、約1/4の卒業生（低所得層）が現行制度より少ない支払額となる見込み。

（了）